

島根県報

号外第一三五号
平成十五年十二月一日
(月曜日)

目次

選管規程
公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程
海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

選挙管理委員会規程

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年十二月一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第七号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程(昭和二十八年島根県選挙管理委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

「第五章 投票」を「第五章 投票及び期日前投票」に改める。

第二十七条中「投票管理者から、」を削る。

第三十二条中「法第四十九条の投票、投票用紙」を「保管する投票用紙」に、「法第四十九条の投票等」を「保管する投票用紙等」に、「別記第二十七号様式」を「別記第三十四号様式」に改める。

第三十二条の次に次の三条を加える。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第三十二条の二 期日前投票においては、次の表の上覧に掲げる規定の適用については、

これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十五条の二、第十七条第一項、第二十三条、第二十八条及び第二十九条の規定は、適用しない。

第十五条	法第三十七条第二項	法第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第三十七条第二項
第十六条	別記第八号様式	別記第八号様式の四
	別記第九号様式	別記第九号様式の二
第十七条第二項	法第三十八条第一項又は第二項	法第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第三十八条第一項又は第二項
	別記第十号様式	別記第十号様式の二
第十九条第一項	法第四十条第一項	法第四十八条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第四十条第一項
	投票所	期日前投票所
第十九条第二項	別記第十一号様式	別記第十一号様式の二
	投票所	期日前投票所
第二十条	法第四十一条第二項	法第四十八条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第四十一条第二項
	投票所	期日前投票所
第二十四条	投票所	期日前投票所
	投票管理者は	期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において
第二十五条	別記第十六号様式	別記第十六号様式の二
	投票調表	期日前投票調表
第一項	投票管理者は	期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の末日に

第二十五条	別記第十八号様式による	別記第十八号様式に準じて作成した
第二十六条	第二十四条	第三十二条の二の規定により読み替えて適用する
第二十七条	第二十四条	第二十四条
第二十八条	を開票管理者	を市町村委員会及び開票管理者
第二十九条	を開票管理者	を市町村委員会及び開票管理者

(期日前投票所の投票箱閉鎖後の処置)

第三十二条の三 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日(未日を除く。)において、閉鎖した投票箱、封印した投票箱のかぎ、投票録及び選挙人名簿の抄本等については、これをかぎのある場所に保管しなければならない。

(期日前投票に関する市町村委員会の処置)

第三十二条の四 第三十二条の二の規定により読み替えて適用する第二十五条、前条及び第四十二条の規定は、市町村委員会が期日前投票所の投票管理者から投票箱、投票箱のかぎ、投票録及び選挙人名簿の抄本等の送致を受けたとき、これらを保管するとき及びこれらを開票管理者へ送致するときについて準用する。

第三十四条中「令第五十六条第一項(選挙人の属する市町村における不在者投票)、同第五十七条第一項(選挙人の属する市町村以外の市町村における不在者投票)、同第五十八条第一項(船員並びに入院中及び未決拘禁中の者等の不在者投票)及び」を「令第五十六条第一項(選挙人の属する市町村以外の市町村における不在者投票)、同第五十七条第一項及び第二項(選挙人の属する市町村における不在者投票)、同第五十八条第一項(船舶、病院、老人ホーム、監獄等における不在者投票)」、及び同第六十五条の十四」を「並びに同第六十五条の十四」に改める。

第三十五条第二項中「第三項」を「令第五十七条第二項」に改める。
第四十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条及び令第四十九条の十の規定により、開票管理者が投票箱等の送致を受けたときについて準用する。

第六十二条(見出しを含む。)中「投票所」を「投票所、期日前投票所」に改める。
第八号様式の三の次に次の様式を加える。

第8号様式の4 (第32条の2)

住 所

氏 名

平成何年何月何日行う何選挙における(何月何日)(何月何日から何月何日の間)の(第何)期日前投票所の投票管理者(投票管理者職務代理者)に選任する。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

第10号様式の2 (第32条の2)

第十号様式の次に次の様式を加える。

住 所

氏 名

平成何年何月何日行う何選挙における(何月何日)(何月何日から何月何日の間)の(第何)期日前投票所の投票立会人に選任する。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

又は何市(町)(村)(第何)期日前投票所投票管理者 氏 名

第十一号様式の次に次の様式を加える。

第十一号様式の二(第三十二条の二)

何選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日行う何選挙につき、公職選挙法第四十八条の二第三項の規定により読み替えて準用される第四十条第一項ただし書の規定により、第何期日前投票所の開始(閉鎖)時刻を次のとおり繰り下げる。(繰り上げる。)

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

開始(閉鎖)時刻 何時

第十二号様式の次に次の様式を加える。

第十二号様式の二(第三十二条の二)

何選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日行つ何選挙における期日前投票所を次のとおり設ける。

平成何年何月何日

期日前投票所を設ける場所 何市(町)(村)(大字何)何番地何々

(二以上の期日前投票所を設ける場合)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所名	期日前投票所を設ける場所	期日前投票所を設ける期間
第何期日前投票所		
第何期日前投票所		
第何期日前投票所		

第16号様式 (第24条)

第何投票区

(その1) 投票調

区 分		男	女	計	
		人	人	人	
1	平成何年何月何日現在の登録者数				
2	上記1の現在日以後法第24条の規定により登録した者の数				
3	上記1の現在日以後法第24条の規定により抹消した者の数				
4	上記1の現在日以後法第26条の規定により補正登録をした者の数				
上記1の現在日以後法第28条の規定により抹消した者の数	(イ) 死亡者				
	(ロ) 他市町村転出者 (4カ月経過した者)				
	(ハ) 誤載者				
	5 計 ((イ)+(ロ)+(ハ))				
令第17条の規定により登録の移替えをした者の数	(イ) 他の投票区への移替者				
	(ロ) 他の投票区からの移替者				
	6 計 ((イ)+(ロ))				
7	選挙当日の登録者数 (1 + 2 3 + 4 5 + 6)				
選挙権を有しない者の数	(イ) 犯罪失格者				
	(ロ) 他市町村転出者				
	8 計 ((イ)+(ロ))				
9	確定判決により入場した者の数				
10	期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなった者の数				
11	選挙当日の有権者数 (7 8 + 9 + 10)				
選挙当日の有権者数のうち	投票者数	(イ) 投票所における投票者数			
		(ロ) 不在者投票者数			
		12 計 ((イ)+(ロ))			
		13 期日前投票者数			
	14 合計 (12 + 13)				
	棄権者数				
	投票率		%	%	%
12計 (投票所における投票者数 + 不在者投票者数) のうち	点字投票をした者の数			人	
	代理投票をした者の数				
	不在者投票をした者の数				

第十五号様式中「第何投票所」の下に「(第何) 期日前投票所」を加え、「投票所の事務」を「投票所(期日前投票所)の事務」に改め、「第何投票区」の下に「(第何)

期日前投票所」を加える。第十六号様式中(その二)を次のように改める。

第16号様式の2 (第32条の2)

(第何) 期日前投票所

(その1) 期日前投票調

区 分		男	女	計
期日前投票者数		人	人	人
期日前投票者数 のうち	点字投票をした者の数			
	代理投票をした者の数			

(その2) 仮投票調

(1) 公職選挙法第50条による仮投票

名簿番号	選挙人氏名	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

(2) 公職選挙法施行令第41条による(代理投票の)仮投票

名簿番号	選挙人氏名	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

(その3) 代理投票調

名簿番号	選挙人氏名	補助者氏名		理 由		名簿番号	選挙人氏名	補助者氏名		理 由	
				身体 の 故障	その他					身体 の 故障	その他

第十六号様式の次に次の様式を加える。

第33号様式 (第45条)

何 選 挙 調 表

何開票区

(その1) 選挙人及び投票者調

区 分		男	女	計
		人	人	人
1 平成何年何月何日現在の登録者数				
2 上記1の現在日以後法第24条の規定により登録した者の数				
3 上記1の現在日以後法第24条の規定により抹消した者の数				
4 上記1の現在日以後法第26条の規定により補正登録をした者の数				
上記1の現在日以後法第28条の規定により抹消した者の数	(イ) 死亡者			
	(ロ) 他市町村転出者 (4カ月経過した者)			
	(ハ) 誤載者			
	5 計 ((イ)+(ロ)+(ハ))			
令第17条の規定により登録の移替えをした者の数	(イ) 他の投票区への移替者			
	(ロ) 他の投票区からの移替者			
	6 計 ((イ)+(ロ))			
7 選挙当日の登録者数 (1 + 2 3 + 4 5 + 6)				
選挙権を有しない者の数	(イ) 犯罪失格者			
	(ロ) 他市町村転出者			
	8 計 ((イ)+(ロ))			
9 確定判決により入場した者の数				
10 期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を失った者の数				
11 選挙当日の有権者数 (7 8 + 9 + 10)				
選挙当日の有権者数のうち	投票者数			
	棄権者数			
	投票率	%	%	%
投票者数のうち	点字投票をした者の数			人
	代理投票をした者の数			
	不在者投票をした者の数			
	期日前投票をした者の数			

第十七号様式中「何市(町)(村)第何投票区」を「第何投票区(第何)期日前投票所」に改める。
第二十二号様式中「(開票)区」の下に「(第何)期日前投票所」を加える。

第二十七号様式 削除
第三十三号様式中(その一)を次のように改める。

第四十四号様式中「投票所表札」を「投票所・期日前投票所表札」に改め、「何市(町)(村)何選挙投票所」の下に「(第何)期日前投票所」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十五年十二月一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第八号

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程(昭和二十九年島根県選挙管理委員会規程第七号)の一部を次のように改正する。

「第四章 投票」を「第四章 投票及び期日前投票」に改める。

第十二条中「準用公選令」を「準用する公選令」に改める。

第二十七条中「法第九十四条第一項において準用する公選法第四十九条の規定による投票、投票用紙」を「保管する投票用紙」に、「準用公選法第四十九条の投票等」を「保管する投票用紙等」に、「別記第二十四号様式」を「別記第三十一号様式」に改める。

第二十七条次に次の三条を加える。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第二十七条の二 期日前投票においては、次の表の上覧に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十四条第一項、第十九条及び第二十四条の規定は適用しない。

第十二条	公選法第三十七条	公選法第四十八条の二第二項の規定により読み替
	第二項	えて適用される公選法第三十七条第二項
	別記第七号様式	別記第七号様式の二
	別記第八号様式	別記第八号様式の二

第十三条	公選法第三十八条 第一項又は第二項	公選法第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される公選法第三十八条第一項又は第二項
第十四条第二項	別記第九号様式 令第六条第三項	別記第九号様式の二 令第七条第三項
第十五条	投票所 別記第十号様式	期日前投票所 別記第十号様式の二
第十六条	投票所 別記第十一号様式	別記第十一号様式の二
第二十条	投票管理者は 投票所	期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において
第二十一条	投票調査表 投票管理者は	期日前投票調査表 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	選挙人名簿 開票管理者	選挙人名簿の抄本 市町村委員会
	左に掲げる書類及び物件を送致しなければならぬ。	期日前投票調査表(第十五号様式の二)を送致しなければならぬ。
	一 投票調査表(第十五号様式)	
	二 令第九条で準用する公選令第六十五条(投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票)の規定によ	

		る不在者投票
第二十一条	別記第十七号様式	別記第十七号様式に準じて作成した
第二十二項	による	
第二十二條	第二十條	第二十七條の二の規定により読み替えて適用する
第二十五條	を開票管理者	第二十條
第一項	を市町村委員会及び開票管理者	

(期日前投票所の投票箱閉鎖後の処置)

第二十七條の三 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日(末日を除く。)において、閉鎖した投票箱、封印した投票箱のかぎ、投票録及び選挙人名簿の抄本等のについては、これをかぎのある場所に保管しなければならない。

(期日前投票に関する市町村委員会の処置)

第二十七條の四 第二十七條の二の規定により読み替えて適用する第二十一條、前條及び第三十七條の規定は、市町村委員会が期日前投票所の投票管理者から投票箱、投票箱のかぎ、投票録及び選挙人名簿の抄本等の送致を受けたとき、これらを保管するとき及びこれらを開票管理者へ送致するときについて準用する。

第二十九條中「令第九條で準用する公選令第五十六條第一項(選挙人の属する市町村における不在者投票)、同第五十七條第一項(選挙人の属する市町村以外の市町村における不在者投票)及び同第五十八條第一項(船員並びに入院中及び未決拘禁中の者等の不在者投票)」を「令第九條において準用する公選令第五十六條第一項(選挙人の属する市町村以外の市町村における不在者投票)、同第五十七條第一項及び第二項(選挙人の属する市町村における不在者投票)並びに同第五十八條第一項(船舶、病院、老人ホーム、監獄等における不在者投票)」に改める。

第三十條第二項中「令第九條において」に、「第三項」を「同第五十七條第二項」に、「投票管理者」を「関係のある投票管理者(指定投票区を指定している場合には、指定投票区の投票管理者を含む。)」に改める。

第三十七條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、法第九十四第一項において準用する公選法第四十八條の二第二項の

規定により読み替えて適用される同第五十五條及び令第九條において準用する公選令第四十九條の十の規定により、開票管理者が投票箱等の送致を受けたときについて準用する。

第五十四條(見出しを含む。)中「投票所」を「投票所、期日前投票所」に改める。

第七号様式の次に次の様式を加える。

第7号様式の2 (第27条の2)

住 所

氏 名

何年何月何日行う何海区漁業調整委員会委員選挙における(何月何日)(何月何日から何月何日の間)の(第何)期日前投票所の投票管理者(投票管理者職務代理者)に選任する。

何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

第9号様式の2 (第27条の2)

第九号様式の次に次の様式を加える。

住 所

氏 名

何年何月何日行う何海区漁業調整委員会委員選挙における(何月何日)(何月何日から何月何日の間)の
(第何)期日前投票所の投票立会人に選任する。

何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

又は何市(町)(村)(第何)期日前投票所投票管理者 氏 名

第十号様式の次に次の様式を加える。

第十号様式の二(第二十七条の二)

何選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日行つ何海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法施行令第七条第二項の規定により、第何期日前投票所の開閉時刻を次のとおり定めた。

何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

開始時刻 何時

閉鎖時刻 何時

第十一号様式の次に次の様式を加える。

第十一号様式の二(第二十七条の二)

何選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日行つ何海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所を次のとおり設ける。(変更する。)

何年何月何日

期日前投票所を設ける場所 何市(町)(村)(大字何)何番地何々

(二以上の期日前投票所を設ける場合)

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所名	期日前投票所を設ける場所	期日前投票所を設ける期間
第何期日前投票所		
第何期日前投票所		
第何期日前投票所		

第15号様式 (第20条)

何海区漁業調整委員会委員何選挙投票調表

第何投票区

(その1) 投票調

区 分		男	女	計	
1	選挙人名簿確定の日においてこれに登録された者の総数	人	人	人	
2	法第89条第6項の規定による確定判決書により登録した者の数				
法第89条第6項の規定により修正した者の数	(イ) 死亡者 (解散)				
	(ロ) 確定判決による抹消者				
	3 計 ((イ)+(ロ))				
選挙権を有しない者の数	(イ) 誤載者				
	(ロ) 犯罪失格者				
	(ハ) 他の海区の市町村転出者				
	(ニ) その他				
4	計 ((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ))				
5	確定判決書等により入場した者の数				
6	期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなった者の数				
7	選挙当日の有権者数 (1 + 2 3 4 + 5 + 6)				
選挙当日の有権者数のうち	投票者数	(イ) 投票所における投票者数			
		(ロ) 不在者投票者数			
		8 計 ((イ)+(ロ))			
		9 期日前投票者数			
	10 合計 (8 + 9)				
棄権者数					
投票率		%	%	%	
8 計 (投票所における投票者数 + 不在者投票者数) のうち	点字投票をした者の数			人	
	代理投票をした者の数				
	不在者投票をした者の数				

第十四号様式中「第何投票所」の下に「(第何) 期日前投票所」を加え、「投票所の事務」を「投票所(期日前投票所)の事務」に改め、「第何投票区」の下に「(第何)

期日前投票所」を加える。第十五号様式中(その二)を次のように改める。

第15号様式の2 (第27条の2)

何海区漁業調整委員会委員何選挙期日前投票調表

(第何) 期日前投票所

(その1) 投票調

区 分		男	女	計
期日前投票者数		人	人	人
期日前投票者数 のうち	点字投票をした者の数			
	代理投票をした者の数			

(その2) 仮投票調

(1) 法第94条第1項で準用する公選法第50条による仮投票

名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

(2) 令第9条で準用する公選令第41条による(代理投票の)仮投票

名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

(その3) 代理投票調

名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	補助者氏名		理 由		名簿番号	選挙人氏名 (法人の名称)	補助者氏名		理 由	
				身体 の 故障	その他					身体 の 故障	その他

第十五号様式の次に次の様式を加える。

第30号様式 (第40条、第41条)

何海区漁業調整委員会委員何選挙調表

何開票区

(その1) 選挙人及び投票者調

区 分		男	女	計
1	選挙人名簿確定の日においてこれに登録された者の総数	人	人	人
2	法第89条第6項の規定による確定判決書により登録した者の数			
法第89条第6項の規定により修正した者の数	(イ) 死亡者 (解散)			
	(ロ) 確定判決による抹消者			
	3 計 ((イ)+(ロ))			
選挙権を有しない者の数	(イ) 誤載者			
	(ロ) 犯罪失格者			
	(ハ) 他の海区の市町村転出者			
	(ニ) その他			
4	計 ((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ))			
5	確定判決書等により入場した者の数			
6	期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を失くなった者の数			
7	選挙当日の有権者数 (1 + 2 3 4 + 5 + 6)			
選挙当日の有権者数のうち	投票者数			
	棄権者数			
	投票率	%	%	%
投票者数のうち	点字投票をした者の数			人
	代理投票をした者の数			
	不在者投票をした者の数			
	期日前投票をした者の数			

第十六号様式中「何市(町)(村)第何投票区」を「第何投票区(第何)期日前投票所」に改める。
第十九号様式中「(開票)区」の下に「(第何)期日前投票所」を加える。

第二十四号様式 削除
第三十号様式(その一)を次のように改める。

第三十九号様式中「投票所表札」を「投票所・期日前投票所表札」に改め、「何市(町)(村)何海区漁業調整委員会委員選挙投票所」の下に「(第何)期日前投票所」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年十二月一日印刷
平成十五年十二月一日発行

発行者
島 根 県

発行所
松江市学園南町
松江陽印所
松島根印所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)